

令和5年度実施施策に係るモニタリング結果

(公害等調整委員会R5－1－①)

施策名	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理					担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	
施策の概要	公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。					政策体系上の位置付け	公害紛争の処理			
達成すべき目標	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。				目標設定の考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。		政策評価実施予定時期	令和10年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	21件(受付) 61件(係属) 22件(終結)	—	受け付け次第、適正に手続を実施	令和9年度	35件(受付) 75件(係属) 29件(終結)					公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。基準値は、受付・係属件数については令和2年度～4年度の平均、終結件数については、受付件数を上回ることが事件の滞留防止に寄与するため、受付件数＋1件としている。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。
2 事件調査の実施状況	27回 (総回数) 0.44回 (1事件当たり平均実施回数)	令和2年度～4年度の 平均値	必要な事件調査を積極的・効率的に実施	令和9年度	22回 (総回数) 0.29回 (1事件当たり平均実施回数)					公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、事件の内容・性格等を勘案の上、必要に応じて実施するものであることを踏まえ、「必要な事件調査を積極的・効率的に実施」することを目標としている。
3 裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く。)の平均処理期間	1年3か月 (専門的な調査を要しないもの)	—	裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間が、専門的な調査を要しないものについては1年3か月、専門的な調査を要するものについては2年以内となるよう事件を処理	令和9年度	1年3か月	1年3か月	1年3か月	1年3か月	1年3か月	公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、個々の事件の特性を踏まえて評価するため、2種類の目標を定めている。
	約10か月									
	2年				2年	2年	2年	2年		
	約2年5か月									
4 未処理事件の係属期間の状況	1年4か月	令和2年度～4年度の 平均値	裁定事件の平均処理期間に係る目標の達成のため、計画的に事件を処理	令和9年度	約1年1か月					裁定事件の平均処理期間の中間的な指標として、係属中の事件の処理状況を把握するため。なお、係属中の事件については専門的な調査を要するか否か未確定のものもあるため、裁定事件の平均処理期間とは異なり、1種類の目標のみを定めている。
5 現地期日の開催状況	5回	令和2年度～4年度の 平均値	現地で開催することが適当であると考えられる期日について、可能な限り開催	令和9年度	5回					公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、開催は当事者の意向や事件・期日の内容・性格等を勘案するとされていることを踏まえ、「現地で開催することが適当であると考えられる期日について、可能な限り開催」することを目標としている。
6 ウェブ会議方式による期日等の開催状況	3回	令和4年度の実績	ウェブ会議方式で開催することが適当であると考えられる期日等について、可能な限り開催	令和9年度	7回					公害紛争の迅速・適正な処理を図るための手段の一つであるため。なお、開催は当事者の意向や事件・期日の内容・性格等を勘案するとされていることを踏まえ、「ウェブ会議方式で開催することが適当であると考えられる期日について、可能な限り開催」することを目標としている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
(1) 公害紛争処理等に必要経費(昭和47年度)	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	1～6	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地、電話会議方式、ウェブ会議方式等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見照会への回答等を適正に行う上で必要となる手続を実施。				0181
施策の予算額・執行額	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

令和5年度実施施策に係るモニタリング結果

(公害等調整委員会R5－1－②)

施策名	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等					担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	
施策の概要	公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を行うほか、地方公共団体との連携を図る。					政策体系上の位置付け	公害紛争の処理			
達成すべき目標	国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。					目標設定の考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。	政策評価実施予定時期	令和10年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結並びに公調委公害相談ダイヤルの相談の状況	21件(受付) 61件(係属) 22件(終結) 442件(相談)	—	利用促進に必要な広報・周知を実施	令和9年度	— 35件(受付) 75件(係属) 29件(終結) 632件(相談)	— /	— /	— /	— /	公害紛争処理制度の利用状況を端的に示す指標であるため。基準値は、受付・係属・相談件数については令和2年度～4年度の平均、終結件数については、受付件数を上回ることが事件の滞留防止に寄与するため、受付件数＋1件としている。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。
2 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	34件(受付) 76件(係属) 35件(終結)	令和2年度～4年度の平均値	利用促進に必要な広報・周知を実施	令和9年度	— 43件(受付) 81件(係属) 34件(終結)	— /	— /	— /	— /	地方公共団体に係る公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、業務の性格(都道府県の公害審査会等が申請を受けて開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。
3 ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役に立った」の割合	ブロック会議参加者アンケートにおける「満足」と「やや満足」を足した割合が82.7%	令和4年度の実績	ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合が80%	令和9年度	80% 85%	80% /	80% /	80% /	80% /	地方公共団体との情報交換等を通じ、相互の連携を図ったことを端的に示す指標であるため。基準値は、前評価期間中、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のためブロック会議を中止したことから、4年度の実績としている。
4 地方自治体職員向けウェブセミナーの参加アカウント数	569個	令和5年度の実績	地方公共団体との情報交換等を通じ、相互の連携を図る	令和9年度	— (569個)	— /	— /	— /	— /	地方公共団体との情報交換等を通じ、相互の連携を図ったことを端的に示す指標であるため。基準値は、令和5年度から把握し始めたため、令和5年度の実績としている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
(1) 公害紛争処理等に必要な経費(昭和47年度)	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	1～4	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見照会への回答等を適正に行う上で必要となる手続を実施。				0181
施策の予算額・執行額	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

令和5年度実施施策に係るモニタリング結果

(公害等調整委員会R5－2－①)

施策名	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整					担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	
施策の概要	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行う。					政策体系上の位置付け	土地利用の調整			
達成すべき目標	・鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。 ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。				目標設定の考え方・根拠	「鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る」と定める鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第1条の規定等を踏まえたもの。		政策評価実施予定時期	令和10年8月	
測定指標	基準値		目標		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値					
					令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1 鉱区禁止地域指定請求事件の平均処理期間	1年6か月	—	受け付け次第、適正に手続を実施	令和9年度	— (係属なし)					土地利用調整に係る主要な業務である鉱区禁止地域指定の処理状況を端的に示す指標であるため。基準値は直近3件の平均値とした。なお、業務の性格(各大臣又は都道府県知事からの申請により開始)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。
2 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	0件(受付) 2件(係属) 1件(終結)	—	受け付け次第、適正に手続を実施	令和9年度	— 1件(受付) 1件(係属) 1件(終結)					土地利用調整に係る主要な業務である不服裁定事件の処理状況を端的に示す指標であるため。基準値は、令和2年度～4年度の平均としている。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
(1) 公害紛争処理等に必要経費(昭和47年度)	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	1、2	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見照会への回答等を適正に行う上で必要となる手続を実施。				0181
施策の予算額・執行額	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—			

令和5年度実施施策に係るモニタリング結果

(公害等調整委員会R5－2－②)

施策名	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保					担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福田 勲	
施策の概要	土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見照会への回答等を行う。					政策体系上の位置付け	土地利用の調整			
達成すべき目標	土地収用法に基づく意見照会への回答等を適正に行う。					目標設定の考え方・根拠	「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。」と定める土地収用法第1条の規定等を踏まえたもの。	政策評価実施予定時期	令和10年8月	
測定指標	基準値		目標		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
土地収用法に基づく意見 1 照会への回答事案等の受付、係属及び終結の状況	8件(受付) 12件(係属) 9件(終結)	—	受け付け次第、適正に手続を実施	令和9年度	— 113件(受付) (注) 116件(係属) 9件(終結)	— /	— /	— /	— /	土地利用調整に係る主要な業務である意見照会等事案の処理状況を端的に示す指標であるため。基準値は、受付・係属件数については令和2年度～4年度の平均、終結件数については、受付件数を上回ることが事件の滞留防止に寄与するため、受付件数＋1件としている。なお、業務の性格(国土交通大臣等からの照会等により開始)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。 (注)同一事案についての107件を含む。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
(1) 公害紛争処理等に必要な経費(昭和47年度)	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	1	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見照会への回答等を適正に行う上で必要となる手続を実施。				0181
施策の予算額・執行額	48百万円 (32百万円)	49百万円 (37百万円)	49百万円 (31百万円)	50百万円	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					